

議案第 74 号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年墨田区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

付則第 7 条第 1 項中「2 が支給される」を「数が 2 である」に改め、同項の表傷病補償年金の項中「の規定による障害厚生年金」を「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下この表において「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）」に、「の規定による障害基礎年金（」を「による障害基礎年金（」に、「並びに国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）及び」を「及び平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち障害共済年金又は」に、「この条において「共済各法」という。）の規定」を「この表において「旧農林共済法」という。）」に、「の規定による障害年金」を「による障害年金」に改め、同表障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「の規定による障害基礎年金」を「による障害基礎年金」に、「の規定による障害年

金」を「による障害年金」に改め、同表遺族補償年金の項中「の規定による遺族厚生年金」を「による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）」に、「国民年金法の規定による遺族基礎年金」を「国民年金法による遺族基礎年金」に、「共済各法の規定」を「平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法」に、「以下この条」を「次項」に、「の規定による寡婦年金」を「による寡婦年金」に、「の規定による遺族年金」を「による遺族年金」に、「の規定による母子年金」を「による母子年金」に改め、同条第2項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第3項中「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「の規定による障害基礎年金」を「による障害基礎年金」に、「の規定による障害年金」を「による障害年金」に改め、同条第4項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定」を「障害厚生年金等及び国民年金法」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の付則第7条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第5条第1項に規定する年金たる補償（以下「年金たる補償」という。）及び同条例第7条に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日

前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

本条例が準拠している公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正を踏まえ、年金たる補償等に係る他の法律による給付との調整について所要の規定整備をする必要がある。